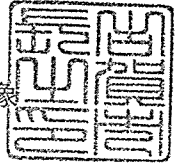




29古経企発第328号  
平成29年10月3日

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 中村英樹 様

古賀市長 中村隆 様



### 諮問書

古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）第8条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり個人情報を実施機関以外のものに提供したいと考えています。つきましては、当該提供が公益上特に必要があると認められるかにつき、貴会の意見を求めます。

### 記

- 1 提供する個人情報  
市の住民基本台帳に記録された以下の住民情報
  - ① 住所
  - ② 世帯主の氏名（漢字）、生年月日及び性別
  - ③ 世帯構成員の生年月日及び性別
- 2 1の情報を保有する実施機関  
市長（市民部市民国保課）
- 3 提供先  
北部九州圏都市交通計画協議会  
（九州地方整備局、福岡県、福岡市、北九州市及び佐賀県により構成）
- 4 提供の目的  
北部九州圏都市交通計画協議会（以下「協議会」という。）が、都市計画・交通計画において、移動の主体である「人」の動きに着目し、人の属性、移動手段、目的及び時間帯を把握するための交通実態調査（以下「パーソントリップ調査」という。）を実施するにあたり、北部九州圏域の各自治体の住民に対し郵送によるアンケート調査を予定している。古賀市の住民もこのアンケート調査の対象となるため、まず当市において古賀市の住民から対象者を無作為抽出し、当該人の個人情報を協議会に提供する。
- 5 提供の方法  
CD-ROM（又は紙媒体）
- 6 公益上の必要性  
パーソントリップ調査は、鉄道、自動車、徒歩等の各交通手段の利用割合や交通量など、都市圏における複雑で多様な交通実態を把握するものであり、様々な交通手段ごとの実

態調査を行う同調査は、今後の目指すべき持続可能な都市構造の実現に向けた法定計画等の策定等に必要な基礎資料として必要不可欠である。

そして、同調査においては、有意な結果を得るため北九州圏域内の63.4万人にアンケートを配布することを予定しており、調査の性質上多様な対象から回答を得る必要があるところ、協議会が別でアンケート回答者の募集等を行うと、対象に偏りができる可能性があり、また対象者数が多いため時間とコストも要することから、対象自治体が保有する住民基本台帳情報から無作為抽出された個人情報の提供を受けて行うことは、手法として適当であると考ええる。

以上のように、本件の個人情報の提供の目的は、北部九州圏域内における都市計画・交通計画をはじめとする様々な分野の計画に活用され、まちづくりには欠かせない下地を醸成するための調査という社会一般の利益に資するものであり、対象者の抽出のために必要かつ適当な手法であることから、提供について特に公益上の必要があるものと考え

以上